



令和4年5月号

伊勢市青少年相談センターだより

伊勢市青少年相談センター 伊勢市小俣町元町540 小俣総合支所2階 社会教育課

TEL 0596-22-7894 FAX 0596-23-8641 s-soudan@city.ise.mie.jp



体罰によらない子育て

日本においては、「しつけのために子どもを叩くことはやむを得ない」という意識が根強く残っています。そうしたしつけの名の下に行われる体罰が、徐々にエスカレートし、深刻な虐待を引き起こす事例も多く見受けられます。

令和元年6月に成立した児童福祉法等の改正において、体罰が許されないものであることが法制化され、令和2年4月から施行されました。

さて、しつけと体罰は何が違うのでしょうか。

親には、子どもの利益のために監護・教育する権利・義務があります。このため、親は子どもを養育し、教育するためにしつけをしますが、親は理想の子どもに育てたい思いから、時にはしつけとして罰を与えようとするところがあるかもしれません。しかし、たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為であれば、どんなに軽いものであっても体罰に該当します。

しつけとは、子どもの人格や才能を伸ばし、社会において自立した生活を送れるようにすることです。しつけは、子どもの発達しつつある能力に合う方法で行う必要があります。体罰で押さえつけるしつけは許されません。どうすればよいのかを言葉や見本を示す等の本人が理解できる方法で伝える必要があります。

子どもの権利が守られる体罰のない社会の実現のためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいかなくてはなりません。
(厚生労働省資料から)

青少年の日
5日
家庭の日
15日

新しく青少年指導員になられた方へ

今年度は、新しく青少年指導員の委嘱をさせていただきました。任期は令和6年4月17日までの2年間です。指導員の皆様、伊勢市における青少年の非行防止、健全育成のため、街頭指導等の活動をよろしくお願ひいたします。

指導員の活動は初めてという方も見えると思いますが、特に特別な知識や能力が必要になることはありません。18歳未満の青少年を見かけたら声を掛けて、問題があれば悪いところを教えるという気持ちがあれば大丈夫です。

中央指導員の方は、青少年相談センターが、毎月作る街頭指導の計画に基づいてショッピングセンター等を相談員と一緒に活動をしていただきます。

地区指導員の方は、所属の学校区内で街頭指導等の活動をしていただきます。

学校区内の子どもたちが集まっているところや子どもが行ってはおぼないところのパトロールをしていただきます。学校区内の状況をみて活動を決めてください。

相談センターから、青少年指導員の活動を行うにあたって、次の3点を守っていただくようお願いいたします。

1点目は、青少年指導員は、あくまでも、教育委員会から委嘱された身分であり、警察官のように特別な権限は与えられていません。相手に厳しい言葉や方法をとったりするなど、その言動が行き過ぎないように十分気をつけて下さい。

2点目は、対象少年から危害を受けたり、逃げ出した少年を追いかけて、交通事故にあって怪我をしたりすることが無いように、事故防止には十分注意してください。

3点目は、指導員は職務上知ることができた秘密を、絶対に他人に漏らさないようお願いいたします。秘密の保秘は、身分が無くなってからも同様です。

活動時は、新型コロナウイルス感染防止のため、体調管理、マスク着用、換気等の対策も忘れずをお願いいたします。

◎こんなことしていませんか

- ・言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた。
- ・大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた。
- ・友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った。
- ・他人のものを取ったので、お尻を叩いた。
- ・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった。
- ・掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた。

→ これらは全て体罰です。